

むつ市バスケットボール協会会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、むつ市バスケットボール協会（以下「本会」という）と称し、本部を会長の指定した場所に置く。

(目的)

第2条 本会は、むつ下北地区におけるバスケットボール競技団体を統括代表するもので、アマチュアバスケットボールの健全な普及及び発展、バスケットボール技術向上及び競技団体相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 むつ下北地区各種バスケットボール大会の開催及び諸体育大会のバスケットボール競技への協力を行う。
- 二 バスケットボール技術を研究し、発展方策を調査・企画する。
- 三 青森県バスケットボール協会及びむつ市体育協会にむつ市バスケットボール界を代表して加盟する。
- 四 むつ下北地区バスケットボールの振興と強化普及のための各種講習会の開催及び指導者の育成に努める。
- 五 むつ下北地区のバスケットボールに関する審議会を開催する。
- 六 その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

(組織)

第4条 本会は、むつ下北地区に在住するバスケットボール愛好者、競技団体（地区体協、チーム等）、及び賛助会員（以下「会員」という）をもって組織する。

第二章 役 員

(役員)

第5条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副 理 事 長	若干名
理 事	8 名
会長指名理事	若干名
監 事	2 名

(会長)

第6条 会長は総会に於いて推挙し、本会を統括代表する。

- 2 副会長は会長が指名する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

(理事)

第 7 条 理事は下記に基づき選出し、総会の議決により会長が委嘱する。

一 U12、U15、U18、社会人 各 1 名

二 第 16 条第 2 項に規定する専門部部長 各 1 名

2 会長は必要に応じて理事を若干名指名し委嘱することができる。(会長指名理事)

3 理事は、その互選により理事長を選出する。

4 理事長は、理事会決議に従い会務を執行する。

5 理事長は、副理事長を指名する。

6 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時は、これを代行する。

7 緊急の事項で総会に諮る余裕のないときは、理事長がこれを執行できる。ただし、次期総会に報告し、承認を得なければならない。

(監事)

第 8 条 監事は、総会の議決により選出する。

2 監事は、本会の経理を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(委嘱)

第 9 条 会長は、本会の功労者のうちから、総会の議決により名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。

2 顧問及び参与は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

3 顧問及び参与は、理事会、総会に出席し意見を述べることができる。

(任期)

第 10 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。補充及び増員による役員の任期は、その役員の残任期間とする。また、役員は任期満了後であっても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

第三章 会 議

(総会)

第11条 総会は本会の議決機関であって、役員及び会員をもって構成する。

2 総会に付議されるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 予算及び決算
- 二 事業計画
- 三 役員を選出
- 四 会則の改正
- 五 その他重要事項

(定時総会・臨時総会)

第12条 本会の定時総会は、毎年4月会長が招集し、出席会員の中から議長を選出する。理事会がその必要を認めたとき、または会員の多数から要求があったときは、臨時総会を開かなければならない。

(総会の議決)

第13条 総会は複数の会員（委任状を含む）の出席によって成立する。

2 総会の議決は、出席会員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

(理事会)

第14条 理事会は必要に応じて理事長が招集し、理事長がその議長を務める。ただし、理事全体の3分の1以上が会議の目的を示して理事会の開催を請求したときは、遅滞なくこれを招集しなければならない。

(理事会議決)

第15条 理事会の議決は出席理事の過半数の決議で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

(委員会)

第16条 目的を達成するため、本会に専門部会及び特別部会を設置することができる。各部の部員は、理事会が推薦し会長が委嘱する。ただし、各連盟の理事は専門部会並びに特別部会の部長を兼任することができる。

2 専門部会は次のとおりとする。部会の細則については、各部会規程による。

- 一 総務部
- 二 審判部
- 三 強化育成部
- 四 競技部

第四章 経理

(経費)

第17条 本会の経費は次のもので支弁する。

- 一 登録料
- 二 負担金（役員）
- 三 事業収入
- 四 補助金
- 五 寄付金
- 六 その他

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余処分)

第19条 会計年度に剰余金があるときは、次年度に繰り越す。

第五章 表彰

(表彰)

第20条 本会は、むつ下北地区バスケットボールの発展を目的とし、以下のところにより表彰する。

一 特別指導者功労賞

イ 本会に属し、地区を代表し全国大会において優勝したチームの指導者を表彰する。

二 指導者功労賞

イ 本会に属し、地区を代表し全国大会、東北大会、県大会において優秀な成績を収めたチームの指導者を表彰する。

ロ 地区チームを20年以上指導し、相当の実績を上げ地域の発展に寄与した者で、バスケットボール関係者の推薦を得た者を表彰する。

三 役員功労賞

イ 本会の役員を務め、本会運営及び発展に特に功労のあった者については、感謝状を贈る。

ロ 表彰の重複を避けることを原則とするが、過去の表彰と異なる理由で表彰する場合は、この限りでない。また、この賞は役員を退いたときに行うものとする。

四 その他の表彰

イ 本会発展のため、特別に功労のあった者を表彰する。

五 被表彰者と表彰時期は理事会の審議を経て決定する。

第六章 慶 弔

(慶弔)

第21条 本会は、役員及び会員で、功績のあった者に事故あるときは、これに弔意を表す。

2 役員及び会員が死亡したときは、本会より慶弔金を贈る。

一 役員が死亡したときは、金五千円を贈る。

二 役員及び会員が、本会事業中に死亡したときは、金一万円を贈る。

3 前項以外の者で、慶弔金、弔詞、弔電、供物を捧げる必要のある場合は、会長が理事会の議決を経て決定し、慶弔金はその都度これを定める。ただし、緊急を要するときは理事会の議決を経ないでこれを処理することができる。この場合は、次の理事会において報告し、承認を得なければならない。

第七章 補 則

(補則)

第22条 本会則の条項は、総会において出席者の過半数の同意があれば、変更することができる。

第23条 次の事項に該当する者は、本会から除名することができる。

一 著しく本会の綱紀を乱し、また、著しく本会の体面を汚す行為のあった者

二 著しくスポーツマンシップに反する行為のあった者

附則 平成 8年 4月 1日 一部改正

附則 平成23年 4月16日 一部改正

附則 平成24年 4月13日 一部改正

附則 平成25年 4月12日 一部改正

附則 平成27年 4月10日 一部改正

附則 平成31年 4月12日 一部改正

附則 令和 5年 4月19日 一部改正

<細則> 各部規程

総務部規程

(名称)

第 1 条 むつ市バスケットボール協会会則第三章第 16 条第 2 項に基づき、総務部（以下「部会」という）を設ける。

(組織)

第 2 条 むつ市バスケットボール協会会則第二章第 7 条に基づき委嘱された総務部長（以下「部長」という）は、部員として若干名推薦し、理事会の承認を得た者で部会を構成し、部長は部会を代表して会務を統括する。

2 部長は部員から副部長を指名する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。

(目的)

第 3 条 部会はむつ市バスケットボール協会の運営に関わる諸業務を調整し、かつ主催する大会、事業について情報を広く提供し、協会の目的を達成させるべく広報活動に務め、会務を円滑に進めることを目的とする。

(事業)

第 4 条 部会は目的を達成するために次の事業及び業務を行う。

- 一 会則第 11 条第 2 項の寸議事項について、調整をしなければならない。
- 二 各事業における協賛金並びに広告依頼方法を研究し、むつ下北地区内の企業及び個人へ広く依頼する。
- 三 行政広報機関、地方新聞社等へ大会結果や協会の取組み状況などの投稿依頼
- 四 むつ市バスケットボール協会 HP の創設と管理
- 五 各連盟、各部会と連携し、大会要項並びに結果を集約、管理する。

(会計)

第 5 条 部会の経費は、むつ市バスケットボール協会交付金をもって充てる。

2 決算は、むつ市バスケットボール協会理事会に報告し、承認を得るものとする。

(議決)

第 6 条 部会の議決の成立は、出席人数の過半数の同意を必要とする。

(任期他)

第 7 条 部長及び部員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り承認を得なければならない。

第 9 条 部会は部長が招集し、部長はその議長となる。

第 10 条 この規程の改正並びに、別に細則を定める場合、部長は部会に諮り理事会の承認を得なければならない。

附則 平成 24 年 4 月 13 日 より施行する 附則 平成 27 年 4 月 10 日 一部改正

附則 平成 31 年 4 月 12 日 一部改正

審判部規程

(名称)

第 1 条 むつ市バスケットボール協会会則第三章第 16 条第 2 項に基づき、審判部（以下「部会」という）を設ける。

(組織)

第 2 条 むつ市バスケットボール協会会則第二章第 7 条に基づき委嘱された審判部長（以下「部長」という）は、日本バスケットボール協会公認審判員を部員として若干名推薦し、理事会の承認を得た者で部会を構成し、部長は部会を代表して会務を統括する。

2 部長は部員から副部長を指名する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。

(目的)

第 3 条 部会はバスケットボール審判技術の向上と競技審判の運営を円滑にさせ、バスケットボール発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 部会は目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 審判員の養成と技術向上の研究
- 二 講習会、研修会の企画立案
- 三 その他必要と思われる事業

(会計)

第 5 条 部会の経費は、むつ市バスケットボール協会交付金をもって充てる。

2 決算は、むつ市バスケットボール協会理事会に報告し、承認を得るものとする。

(議決)

第 6 条 部会の議決の成立は、出席人数の過半数の同意を必要とする。

(任期他)

第 7 条 部長及び部員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 8 条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り承認を得なければならない。

第 9 条 部会は部長が招集し、部長はその議長となる。

第 10 条 この規程の改正並びに、別に細則を定める場合、部長は部会に諮り理事会の承認を得なければならない。

附則 平成 8 年 4 月 1 日 一部改正

附則 平成 23 年 4 月 16 日 一部改正

附則 平成 27 年 4 月 10 日 一部改正

附則 平成 31 年 4 月 12 日 一部改正

強化育成部規程

(名称)

第1条 むつ市バスケットボール協会会則第三章第16条第2項に基づき、強化育成部（以下「部会」という）を設ける。

(組織)

第2条 むつ市バスケットボール協会会則第二章第7条に基づき委嘱された強化育成部長（以下「部長」という）は、部員を若干名推薦し、理事会の承認を得た者で部会を構成し、部長は部会を代表して会務を統括する。

2 部長は部員から副部長を指名する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。

(目的)

第3条 部会は、広く下北郡を中心としてバスケットボール競技向上、指導者育成と指導力向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 部会は目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 ミニから一般までの、一貫した強化計画の策定
- 二 強化事業の研究と実施 及び、結果をまとめ速やかに総務部へ提出する
- 三 指導者のライセンス取得の推進と養成
- 四 指導方法及び練習方法、講習会等の企画実施に係ること
- 五 東北大会以上の公式大会に出場するチームへの補助（1チーム年一回まで）
- 六 その他必要と思われる事業

(会計)

第5条 部会の経費は、むつ市バスケットボール協会交付金及び、各種講習会の参加・登録料をもって充てる。

2 決算は、むつ市バスケットボール協会理事会に報告し、承認を得るものとする。

(議決)

第6条 部会の議決の成立は、出席人数の過半数の同意を必要とする。

(任期他)

第7条 部長及び部員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り承認を得なければならない。

第9条 部会は部長が招集し、部長はその議長となる。

第10条 この規程の改正並びに別に細則を定める場合、部長は部会に諮り理事会の承認を得なければならない。

附則 平成 8年 4月 1日 一部改正 附則 平成29年 4月 1日 一部改正

附則 平成23年 4月16日 一部改正 附則 平成31年 4月12日 一部改正

附則 平成24年 4月13日 一部改正 附則 令和 5年 4月19日 一部改正

附則 平成27年 4月10日 一部改正

競技部規程

(名称)

第 1 条 むつ市バスケットボール協会会則第三章第 16 条第 2 項に基づき、競技部（以下「部会」という）を設ける。

(組織)

第 2 条 むつ市バスケットボール協会会則第二章第 7 条に基づき委嘱された競技部長（以下「部長」という）は、部員を若干名推薦し、理事会の承認を得た者で部会を構成し、部長は部会を代表して会務を統括する。

2 部長は部員から副部長を指名する。副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、これを代行する。

(目的)

第 3 条 部会は、各種大会を円滑に運営し、バスケットボールの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 部会は目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 各種大会の運営に係る事項の研究・指導
- 二 ナイターリーグの開催とチーム数把握のための登録制実施に係る調査研究
- 三 試合会場の適否についての指導
- 四 施設設備の確認と指導
- 五 各種大会の記録をまとめ、速やかに総務部へ提出する
- 六 各種大会の在り方についての研究
- 七 その他必要と思われる事業

(会計)

第 5 条 各種大会運営費は、参加料、広告料、寄付金等の収入、並びにむつ市バスケットボール協会からの交付金をもって充てる。

2 この経費は招聘審判・役員等の旅費宿泊等に係る経費及び事業達成のために充てる。

3 各種大会終了後、部長は直ちに収支報告書を作成し、むつ市バスケットボール協会理事会に報告し、承認を得るものとする。

4 剰余金が発生した場合はむつ市バスケットボール協会の事業収入とする。尚欠損が生じた場合においては、むつ市バスケットボール協会の事業費として処理する。

(議決)

第 7 条 部会の議決の成立は、出席人数の過半数の同意を必要とする。

(任期他)

第 8 条 部長及び部員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 9 条 部会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り承認を得なければならない。

第 10 条 部会は部長が招集し、部長はその議長となる。

第 11 条 この規程の改正並びに別に細則を定める場合、部長は部会に諮り理事会の承認を得なければならない。

附則 平成 8 年 4 月 1 日 一部改正

附則 平成 24 年 4 月 13 日 一部改正

附則 平成 23 年 4 月 16 日 一部改正

附則 平成 27 年 4 月 10 日 一部改正

附則 平成 31 年 4 月 12 日 一部改正